

# 若桜町国民保護計画

## 《 避難実施要領パターン 》

作成 2019 年(令和元年)11 月

修正 2020 年(令和2年)11 月

若 桜 町

# 目次

I	避難実施要領パターンの作成に当たって	1
1	避難実施要領について	1
2	避難実施要領の様式	1
II	避難実施要領パターン	3
1	弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃	3
(1)	通常弾頭の場合	3
(2)	核弾頭の場合	5
(3)	生物剤弾頭の場合	7
(4)	化学物質弾頭の場合	9
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃	11
III	資料	14
	資料1 避難実施要領様式例	14

実際に武力攻撃事態が発生した場合、〇〇と空欄で記されている部分に実際の状況をあてはめ、状況に応じて柔軟に対応していくものとする。

## I 避難実施要領の作成に当たって

内閣官房「国民の保護に関する基本指針」の記載（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（次略）
- 市町村は、住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（次略）

### 1 避難実施要領について

町は、県から本町の住民に対し、避難指示の通知があったときは、関係機関（教育委員会などの本町の各執行機関、消防本部、県、警察署、自衛隊等）の意見を聴くとともに、若桜町国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、または事態の状況が変化した場合は直ちに避難実施要領の内容を修正する。

避難途中及び避難所等においては、密にならないなど感染症予防対策に留意する。

### 2 避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と町域内避難・町域外避難の様式例を資料1のとおり示す。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

＜避難実施要領の作成パターンについて＞

類型 項目	弾道ミサイル迎撃・NBC 攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難			
		・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。	・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。	・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
避難時間	・極めて短期間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。			
避難先	・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。			
避難実施要領に盛り込むべき内容	①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合 を想定して、避難方法について盛り込む。			
		・安全が確認されるまで、むやみに外へ出ない。 ・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被ばくを避ける方策について盛り込む。	・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、町民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。	・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ガムテープ等で目張り等をする。

類型 項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

## Ⅱ 避難実施要領パターン

この避難実施要領パターンは、「若桜町国民保護計画」の「避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

ここでは、弾道ミサイル・NBCミサイル攻撃（通常弾頭・核弾頭・生物剤弾頭・化学物質弾頭）の場合及びゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難実施要領パターンを作成しておくこととする。

### 1 弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃

#### (1) 通常弾頭の場合

##### ① 事態の状況

###### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう住民に対して、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

##### ② 方針及び実施要領

###### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレン、その他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

ウ 避難途中及び避難所等においては、密にならないなど感染症予防対策に留意する。

## 避難実施要領

### 避難実施要領（弾道ミサイル）

若桜町長

○年○月○日○時○分現在

#### 1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（JALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 列車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

## (2) 核弾頭の場合

### ① 事態の状況

#### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、核弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

### ② 方針及び実施要領

#### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

ウ 避難途中及び避難所等においては、密にならないなど感染症予防対策に留意する。

## 避難実施要領

### 避難実施要領 弾道ミサイル（核弾頭）

若桜町長

○年○月○日○時○分現在

#### 1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（核弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（JALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 列車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難すること。
- ・ 木造家屋内にいる者は、状況により、放射線の遮へい効果が大きいコンクリート建物等への退避を検討すること。

### (3) 生物剤弾頭の場合

#### ① 事態の状況

##### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、生物剤弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### ② 方針及び実施要領

##### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

ウ 避難途中及び避難所等においては、密にならないなど感染症予防対策に留意する。

## 避難実施要領

### 避難実施要領 弾道ミサイル（生物剤弾頭）

若桜町長

○年○月○日○時○分現在

#### 1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（生物剤弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（JALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 列車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

#### (4) 化学物質弾頭の場合

##### ① 事態の状況

###### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、化学物質弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

##### ② 方針及び実施要領

###### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

ウ 避難途中及び避難所等においては、密にならないなど感染症予防対策に留意する。

避難実施要領

避難実施要領 弾道ミサイル（化学物質弾頭）

若桜町長  
○年○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（化学物質弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（JALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 列車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・ 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従うこと。

## 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

### ① 事態の状況

#### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、逃走した武装勢力が〇〇地区の建物に立てこもっており、攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、若桜町〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は今後、住民がとるべき行動について周知する。

### ② 方針及び実施要領

#### 全般的な方針

- ア 要避難地域の住民については、事態が沈静化するまで、当面の間屋内避難とする。
- イ 事態の状況により適切な避難施設に移動させることを検討する。
- ウ 住民の安全確保の観点から、警察・消防との協力体制の下、広報車等を活用し、隣接する地域の住民に事態の状況等を広報・周知する。
- エ 避難途中及び避難所等においては、密にならないなど感染症予防対策に留意する。

避難実施要領

避難実施要領 ゲリラや特殊部隊による攻撃	
若桜町長 ○年○月○日○時○分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、逃走した武装勢力が建物に立てこもっており攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。</p> <p>知事は別添の避難の指示を行った。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	○年○月○日○時○分
発生場所	若桜町○○地区
実行の主体	国籍不明の武装勢力
事案の概要と被害状況	武装勢力の乗った車両が逃走し、○○地区の建物に立てこもっている。
今後の予測・影響と措置	○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	若桜町○○地区
避難先と避難誘導の方針	<p>防災行政無線、IP 告知端末、広報車、町ホームページ等さまざまな手段を活用し、住民に屋内避難を呼びかけるとともに、関係機関等と協力し、広く住民に周知するよう努める。</p> <p>武装勢力による攻撃が、当該地域において一時的又は最終的に収束した場合には、警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。</p> <p>新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。</p> <p>※ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察官や自衛隊等からの情報や助言等をふまえて、最終的には、住民を攻撃の</p>

	<p>区域外に避難させる。</p> <p>※ 事案が発生している地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで一時的に屋内避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえ、順次避難させる。</p>
避難開始日時	— ※状況の変化とともに避難を開始する。
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	消防、警察、自衛隊、医療機関等の関係機関に情報収集し、措置の概要を記載する。
連絡調整先	現地調整所（位置：△△、連絡手段：××）
3 事態の特性で留意すべき事項	
避難の方法は、警報の内容等以外にも、現場で活動する警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	室内の密閉、2階以上の階へ避難、情報収集体制の確保
屋外にいる場合	速やかに屋内に避難する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線による放送</li> <li>・ IP 告知端末放送</li> <li>・ 緊急速報メール等</li> <li>・ 広報車</li> </ul>
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡手段	
若桜町国民保護対策本部	<p>TEL:0858-82-2211</p> <p>FAX:0858-82-0134</p>



4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
屋外にいる場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡手段	
若桜町国民保護対策本部	TEL:0858-82-2211 FAX:0858-82-0134

例2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領の様式

避難実施要領 ( )				
				若桜町長 年 月 日 時 分現在
町域内避難 及び 町域外避難				
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 時 分			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				

うち要配慮者数				
うち外国人等の数				
<b>5 避難施設</b>				
<b>5-1 事態の状況</b>				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人員数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
<b>5-2 一時集合場所</b>				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
<b>6 避難手段</b>				
輸送手段	鉄道・バス・徒歩・その他 ( )			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者その他（入院患者等）			
<b>7 避難経路</b>				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			

	規制に当たる人数	
	規制場所	
警備体制	実施者の確認	
	警備に当たる人数	
	警備場所	

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
	その他（誘導責任者等）				
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位				
	要配慮者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				

8-2 職員の配置方法	
配置場所	
人数	
現地調整所	
8-3 残留者の確認方法	
確認者	
時期	
場所	
方法	
措置	
終了予定日時	

8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達	

9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所	

での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（心得・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡手段	
若桜町国民保護対策本部	TEL:0858-82-2211 FAX:0858-82-0134

例3 最小限の項目に限った避難実施要領の様式

避難実施要領 ( )		若桜町長 年 月 日 時 分現在
1 警報の内容		
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)		
2 避難指示		
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)		
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)		
要避難地域		
要避難者数		
うち要援護者数		
避難先地域		
一時避難場所及び集合方法		
集合場所		
避難経路		
避難手段		
避難開始日時		
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)		
避難施設	名称	
	所在地	
	連絡先	
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)	
追加情報の伝達方法		
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 2 号)		
職員の配置場所・人数		
職員間の連絡方法		

要配慮者の避難誘導方針	
残留者の確認方法	
6 緊急時の連絡手段	
若桜町国民保護対策本部	TEL: 0858-82-2211 FAX: 0858-82-0134

# 避難実施要領

若桜町長

令和2年11月30日14時30分現在

## ミサイル発射予測事案(屋内避難)

### 1 鳥取県からの避難の指示の内容

弾道ミサイルが発射され鳥取県内に着弾するおそれがあるため、直ちに外出を控え、次の避難指示が出されるまで、自宅もしくは鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難してください。

### 2 事態の状況、関係機関の措置

#### 2-1 事態の状況

発生時期	令和2年11月30日 14:30
発生場所	鳥取県若桜町地内
実行の主体	X国
事案の概要と被害状況	X国が日本海に向けて弾道ミサイルを発射し、ミサイルが鳥取県若桜町内に着弾するおそれがある。
今後の予測・影響と措置	ミサイルが鳥取県若桜町内に着弾し、爆風等による被害が見込まれるため、住民に警報を周知する。
気象の状況	天候:はれ 気温20℃ 風向北西 風速3m/s

#### 2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	鳥取県若桜町地内
避難先と避難誘導の方針	自宅、コンクリート造りなどの堅ろうな施設や地下施設、指定避難施設等への避難を防災行政無線等で呼びかける。
避難開始日時	令和2年11月30日14時30分
避難完了予定日時	令和2年11月30日15時30分

#### 2-3 関係機関の措置等

措置の概要	・関係機関等に避難実施要領等の伝達を行う ・避難施設等に避難者が滞在できるよう伝達を行う
連絡調整先	避難施設等の管理者、自治会長、消防団及び自主防災組織の長等

### 3 事態の特性で留意すべき事項

緊急性が高いため、防災行政無線でサイレン・放送を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

### 4 住民の行動(基本事項)

#### 屋内避難の指示を受けた場合の対応

##### 屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める。
- ・窓をテープで目張りする等、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉する。ただし、室内が酸欠にならないよう注意する。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員、消防職員、警察官、自衛官等が指示した場合、それに従って避難する。</li> </ul>	
<p>屋内にいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り近隣の堅ろうな建物、地下施設等に避難する。</li> <li>・建物がない場合は、物陰に身を伏せるか、地面に伏せて頭部を守る。</li> <li>・自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難する。</li> <li>・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> <li>・市町村職員、消防職員、警察官、自衛官等が指示した場合、それに従って避難する。</li> </ul>	
<h2>5 情報伝達</h2>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体に対して、FAX や電話等で伝達する。</li> <li>・自治会長や、消防団及び自主防災組織の長等に、住民への電話等による伝達を依頼する。</li> <li>・避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。</li> <li>・外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達を心がける。</li> </ul>
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>伝達先一覧表による。</p>
<h2>6 緊急時の連絡先</h2>	
<p>若桜町役場 国民保護／緊急対処事態対策本部</p>	<p>電話：0858-82-2211 FAX：0858-82-0134</p>

# 避難実施要領

若桜町長

令和2年11月30日13時30分現在

## 化学剤散布による攻撃事案(屋内避難)

### 1 鳥取県からの避難の指示の内容

化学剤が散布されて飛散するおそれがある場合は、直ちに外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の施設内に避難する。その際、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋や建物の上の階に避難してください。

### 2 事態の状況、関係機関の措置

#### 2-1 事態の状況

発生時期	令和2年11月30日 13:30
発生場所	鳥取県若桜町地内
実行の主体	Y国テロ組織
事案の概要と被害状況	Y国テロ組織が、鳥取県若桜町地内に化学剤を散布し、化学剤が飛散するおそれがある。
今後の予測・影響と措置	化学剤の飛散による人的被害が見込まれるため、住民に警報を周知する。
気象の状況	天候:はれ 気温20℃ 風向北東 風速5m/s

#### 2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	鳥取県若桜町地内
避難先と避難誘導の方針	自宅もしくは近隣の施設内に避難するよう防災行政無線等で呼びかける。屋内では、窓、壁、窓ガラスから離れ、2階以上の建物の場合は、できるだけ上の階に避難するよう呼びかける。
避難開始日時	令和2年11月30日13時30分
避難完了予定日時	令和2年11月30日14時30分

#### 2-3 関係機関の措置等

措置の概要	・関係機関等に避難実施要領等の伝達を行う ・避難施設等に避難者が滞在できるよう伝達を行う
連絡調整先	避難施設等の管理者、自治会長、消防団及び自主防災組織の長等

### 3 事態の特性で留意すべき事項

防災行政無線でサイレンを吹鳴、放送を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

### 4 住民の行動(基本事項)

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める。
- ・窓をテープで目張りする等、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉する。ただし、室内が酸欠にならないよう注意する。
- ・2階以上の建物の場合は、できるだけ上の階に避難する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤の吸引を避けるため、マスクやタオル等で口を覆って避難する。</li> <li>・飲料水は密封されたミネラルウォーター等を使用する。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> <li>・市町村職員、消防職員、警察官、自衛官等が指示した場合、それに従って避難する。</li> </ul>	
<p>屋内にいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅もしくは近隣の施設に避難する。</li> <li>・化学剤の吸引を避けるため、マスクやタオル等で口を覆って避難する。</li> <li>・自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難する。</li> <li>・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。</li> <li>・化学剤飛散後に屋外から屋内に入るときは、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に入れ密閉し、その後、石鹼で手及び顔、体をよく洗う。</li> <li>・飲料水は密封されたミネラルウォーター等を使用する。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> <li>・市町村職員、消防職員、警察官、自衛官等が指示した場合、それに従って避難する。</li> </ul>	
<b>5 情報伝達</b>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体に対して、FAX や電話等で伝達する。</li> <li>・自治会長や、消防団及び自主防災組織の長等に、住民への電話等による伝達を依頼する。</li> <li>・避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。</li> <li>・外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達を心がける。</li> </ul>
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>伝達先一覧表による。</p>
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
<p>若桜町役場 国民保護／緊急対処事態対策本部</p>	<p>電話：0858-82-2211 FAX：0858-82-0134</p>

町域内避難及び町域外避難における避難実施要領の様式

避難実施要領（ゲリラ・特殊部隊による攻撃）

若桜町長

令和2年11月30日16時00分現在

町域内避難及び町域外避難

1 国・県からの避難の指示の内容

14時00分、鳥取県鳥取市鳥取駅構内で爆発事案が発生。負傷者が約100名発生。国際テログループ「X」は、ウェブサイト上で犯行を声明するとともに、「日本で開催されるイベントは中止されるべきだ」と書き込んだ。14時15分、若桜町若桜345番地2、わかさ鬼っ子祭り会場隣の若桜鉄道若桜駅構内で不審物を発見。国の緊急対処事態対策本部長は、鳥取県若桜町を「緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体」に指定。鳥取県知事に対し、爆発物の危険性を考慮し、若桜駅を中心とする半径300mの地域を要避難地域とする避難措置の指示を発出。14時30分、鳥取県知事は、若桜町長に対し避難の指示を発出した。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和2年11月30日14時30分
発生場所	鳥取県八頭郡若桜町若桜345番地2 若桜鉄道若桜駅構内
実行の主体	国際テロ組織「X」と考えられる
事案の概要と被害状況	鳥取市鳥取駅構内で爆発事案が発生し、約100名が負傷。 また、若桜町わかさ鬼っ子祭り会場隣の若桜鉄道若桜駅構内で爆発物とみられる不審物を発見。
今後の予測・影響と措置	若桜駅隣のイベント会場の来場者と周辺住民を早期に避難させる必要がある。 避難の解除まで時間を要することが予想されることから、数日間避難施設にとどまることを考慮する必要がある。 また、事態の推移によっては、町域外避難も考慮する必要がある。
気象の状況	天候：晴れ 気温：22℃ 風向：南 風速：1m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	若桜駅を中心とした半径300mの区域。上町、中町、下町、西町、農人町
避難先と避難誘導の方針	イベント会場の来場者は、一時避難場所として中之島公園に徒歩で避難させ、その後、若桜学園に町のバス及び車両で避難させる。 上町、中町、下町の住民は若桜学園と第1町民体育館に徒歩及び町の車両で避難させる。 西町、農人町の住民は地域福祉センターに徒歩及び町の車両で避難させる。
避難開始日時	令和2年11月30日15時00分
避難完了予定日時	令和2年11月30日16時30分

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	自衛隊：出動要請済み、現場到着まで時間を要す。 警察：要避難地域内にいる残留者の避難誘導を実施。 消防：要避難地域内にいる残留者の避難誘導を実施。
-------	---

	消防団：要避難地域内にいる残留者の避難誘導と町職員と協力し避難広報を実施。 若桜鉄道：鉄道の運行を停止及び若桜駅への立ち入りを禁止。 バス運行：立ち入り禁止区域内への運行を停止。
連絡調整先	町対策本部：県職員リエゾン2名派遣要請、警察、消防、消防団それぞれ連絡員派遣 現地調整所：町職員2名派遣

### 3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかさ鬼っ子祭り中の事案であり、通常より人出が多く、直近避難所のみでは収容困難。</li> <li>・不審物は爆発物とみられ、犯人グループも確保できていない。また、更に爆発物が存置されている可能性があるため、長期化が予測される。</li> <li>・鉄道機関は運行停止となっているため、町外者の帰宅が困難。</li> </ul>
地域の特性	要避難地域内に、若桜生協診療所が存在する。住宅が密集している。
時期による特性	朝晩の冷え込み対策として、暖房、毛布等が必要。

### 4 避難者数（単位：人）

地区名	イベント 来場者	上町	中町	下町	西町	農人町			合計
避難者数（計）	500人	43人	52人	154人	122人	62人			933人
うち要配慮者数		3人	5人	10人	10人	8人			36人
うち外国人等の数		1人			14人	1人			16人

### 5 避難施設

#### 5-1 事態の状況

避難先地域	避難区域外	避難区域外	避難区域外	
避難施設名	若桜学園	第1町民体育館	地域福祉センター	
所在地	若桜町浅井 289	若桜町若桜 788-3	若桜町若桜 1247-1	
収容可能人員数（人）	1500人	950人	950人	
連絡先（電話等）	0858-82-0104	0858-82-0156	0858-82-0254	
連絡担当者	役場職員A	役場職員B	施設職員C	
その他の留意事項等				

#### 5-2 一時集合場所

集合場所・避難場所名	中之島公園	第1町民体育館	地域福祉センター	
所在地	若桜町若桜 991-1	若桜町若桜 788-3	若桜町若桜 1247-1	
連絡先（電話等）		0858-82-0156	0858-82-0254	
連絡担当者	町職員	町職員	施設職員	
その他の留意事項等				

6 避難手段					
輸送手段	鉄道・バス・徒歩・その他（町所有の車両）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	スクールバス、ハイエース、普通乗用車、軽自動車			
	台数	10台			
	輸送可能人数	85人（1回あたり）			
	連絡先	若桜町役場 0858-82-2211			
輸送力の配分の考え方	中之島公園の避難者を優先的に避難させる。若桜学園までピストン輸送する。				
その他輸送手段	要援護者その他（入院患者等）	福祉バス（社会福祉協議会から借り上げ）			
7 避難経路					
避難に使用する経路		「国道29号線」「県道若桜温泉線」「町道」を主経路とする。			
交通規制	実施者の確認	警察官			
	規制に当たる人数	10人			
	規制場所	「国道29号線」「県道若桜温泉線」の交通規制を実施			
警備体制	実施者の確認	警察官			
	警備に当たる人数	10人			
	警備場所	交通規制を行っている付近で警備を実施			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		イベント来場者	上町、中町、下町	西町、農人町	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	10人			
	輸送手段	徒歩（町車両）			
	避難先	中之島公園			
	集合時間	15時15分			
	その他（誘導責任者等）	町職員			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	イベント来場 500人	249人	184人	

	輸送手段	町車両	徒歩	徒歩、町車両	
	避難経路	国道29号線	町道、県道若桜温泉線	町道、県道若桜温泉線	
	避難先	若桜学園	若桜学園・第1町民体育館	地域福祉センター	
	避難開始日時	15時30分	15時30分	15時30分	
	避難完了予定日時	16時30分	16時30分	16時30分	
	その他（誘導責任者等）	町職員	町職員	町職員	
要援護者等の 避難方法	誘導の実施単位		18人	18人	
	要配慮者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段		福祉車両	福祉車両	
	避難経路		町道、県道若桜温泉線	町道、県道若桜温泉線	
	避難先		地域福祉センター	地域福祉センター	
	避難開始日時		15時30分	15時30分	
	避難完了予定日時		16時30分	16時30分	
8-2 職員の配置方法					
配置場所	11箇所（要避難地域内4箇所、要避難地域外7箇所）				
人数	5名×11箇所＝55名				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	警察官、消防職員、消防団員				
時期	16時30分				
場所	要避難地域内				
方法	戸別訪問、拡声器、警察車両、広報車、防災行政無線、IP端末電話				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	17時30分				
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法					
食事時期	状況に応じ、避難施設で提供				

食事場所	状況に応じ、避難施設で提供
提供する食事の種類	
実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達	
犯人グループが確保されていないこと、更に爆発物が存置されている可能性があり、町域外避難もあり得ることを伝える。	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難する。
	避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持出し品等を携行する。
事態の特性	犯人グループが確保されていないため、十分注意し避難する。
	町域外避難も考慮する。
時期の特性	朝晩冷え込むため、衣類の選別に留意する。
一時集合場所での対応	避難者を町が用意した車両で順次移動
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</li> <li>・ベスト、誘導棒により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</li> <li>・混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。</li> </ul>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、IP告知端末を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防団車両を活用。自治会長、自主防災会長に電話連絡する。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による
職員間の連絡手段	携帯電話の番号については、別添電話番号による。
12 緊急時の連絡手段	
若桜町	TEL:0858-82-2211
国民保護対策本部	FAX:0858-82-0134

